

2018～2020 年度 特定外来生物の新規指定の考え方について

2020 年 7 月 14 日改訂

1. 今回の特定外来生物指定検討

2015 年 3 月に公表した生態系被害防止外来種リストを受け、外来生物法に基づく特定外来生物として、2016 年度・2017 年度に 40 種類の追加指定を行った。

一方で、引き続き指定すべき種が出てきていることから、2018 年度以降、「植物」、「その他無脊椎動物」、「昆虫類等陸生節足動物」の 3 分類群について検討を行う。

<参考:特定外来生物の指定の全体方針(優先順位)>

生態系被害防止外来種リスト掲載種のうち、被害の未然防止効果が高いものとして、以下の区分に位置づけられている種類を中心に検討を進める。

なお、以下の区分に該当しない場合にも、現時点で指定すべき種については、指定候補として検討する。

- ・ 定着予防外来種（侵入予防外来種、その他の定着予防外来種）
- ・ 総合対策外来種のうち定着段階が「侵入初期/限定分布」、「小笠原・南西諸島」のもの

2. 生物分類群別の検討の概要

① 昆虫類等陸生節足動物

2019 年 8 月 28 日に開催したグループ会合（昆虫類等陸生節足動物）において、下記のアリ類について指定が妥当との結論を得た。

<特定外来生物への指定候補>

- ・ ハヤトゲフシアリ (*Lepisiota frauenfeldi*)
- ・ ヒアリ類（ソレノプシス・ゲミナタ種群 *Solenopsis geminata* species group,
ソレノプシス・サエヴィシマ種群 *Solenopsis saevissima* species group,
ソレノプシス・トゥリデンス種群 *Solenopsis tridens* species group,
ソレノプシス・ヴィルレンス種群 *Solenopsis virulens* species group,
に含まれる 23 種及び各種間の交雑種)

② その他無脊椎動物

2019 年 2 月 28 日に開催したグループ会合（その他無脊椎動物）及び未判定外来生物の輸入の届出を受けて 2020 年 4 月 30 日から 5 月 15 日にかけてメール開催したグループ会合（その他無脊椎動物）において、下記のヨコエビ及びザリガニ類等について指定が、オガサワラモクズガニについて除外が妥当との結論を得た。

<特定外来生物への指定候補>

- ・ディケログンマルス・ヴィルロスス (*Dikerogammarus villosus*) : ヨコエビ
- ・ザリガニ科の全種 (Family Astacidae)
- ・アメリカザリガニ科の全種 (Family Cambaridae)
※アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く。
- ・アジアザリガニ科の全種 (Family Cambaroididae)
※ニホンザリガニ (*Cambaroides japonicus*) を除く。
- ・ミナミザリガニ科の全種 (Family Parastacidae)

<特定外来生物からの除外候補>

- ・オガサワラモクズガニ (*Eriocheir ogasawaraensis*)

③ 植物

2019年3月1日に開催したグループ会合(植物)において、下記の3種の水生食虫植物について指定が妥当との結論を得た。

<特定外来生物への指定候補>

- ・エフクレタヌキモ (*Utricularia cf. platensis*)
 - ・ウトゥリクラリア・インフラタ (*U. inflata*)
 - ・ウトゥリクラリア・プラテンシス (*U. platensis*)
- ※上記3種については、外来生物法第2条第1項に基づく生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものの器官として、茎も特定外来生物の指定候補とする。

3. 新規指定等の方針について(案)

各グループ会合における検討結果を踏まえ、2. で指定候補として挙げた下記の4科、4種群、5種について、特定外来生物への指定を行う。

- ・ハヤトゲフシアリ (*Lepisiota frauenfeldi*)
- ・ソレノプシス・ゲミナタ種群 *Solenopsis geminata* species group
- ・ソレノプシス・サエヴィシマ種群 *Solenopsis saevissima* species group
- ・ソレノプシス・トゥリデンス種群 *Solenopsis tridens* species group
- ・ソレノプシス・ヴィルレンス種群 *Solenopsis virulens* species group
※上記4種群に含まれる種間の交雑種も含む。
- ・ディケログンマルス・ヴィルロスス (*Dikerogammarus villosus*)
- ・ザリガニ科の全種 (Family Astacidae)
- ・アメリカザリガニ科の全種 (Family Cambaridae)
※アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く。
- ・アジアザリガニ科の全種 (Family Cambaroididae)

※ニホンザリガニ (*Cambaroides japonicus*) を除く。

- ・ ミナミザリガニ科の全種 (Family Parastacidae)
- ・ エフクレタヌキモ (*Utricularia cf. platensis*)
- ・ ウトゥリクラリア・インフラタ (*U. inflata*)
- ・ ウトゥリクラリア・プラテンシス (*U. platensis*)

※上記3種については、外来生物法第2条第1項に基づく生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものの器官として、「茎」も特定外来生物に指定する。

また、オガサワラモクズガニ (*Eriocheir ogasawaraensis*) については、特定外来生物からの除外を行う。

4. 指定までのスケジュール (案)

2020年6月22～26日：専門家会合（全体会合）を书面開催

2020年7月以降：パブリックコメント、SPS 通報

特定外来生物指定に係る政省令改正手続き

2020年11月～：特定外来生物に指定

○今回指定候補から除外されたアメリカザリガニの取扱いについて

第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（無脊椎動物）において、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）の中で緊急対策外来種に選定されているアメリカザリガニについては、生態的影響（あるいは生態的特性）としては特定外来生物に指定する要件を満たしているものの、現行法下において指定した場合、飼育個体の大量遺棄が懸念されるなど、社会的な混乱を引き起こすことが懸念されるため、今回の指定は見送ることとされた。

これを踏まえ、環境省としては、次期法改正に向けて対応方法を検討するとともに、当面の対応として、アメリカザリガニの生態系への影響と生息域の拡大防止について改めて知見の収集と普及啓発を強化していく。